

まちづくりプランの見直しについて

1. 見直し期間の考え方について

まちづくりプランは、草津市版地域再生計画のアクションプランとして、4年間を計画期間としており、プランの『全体見直し』については、草津市版地域再生計画（20ヶ年計画）の中間見直し後に行うこととし、まちづくりプラン第2期については、「基本方針と施策メニュー」に限定した『部分見直し』とします。

今年度は常盤・山田学区のまちづくりプラン（2期）の見直しを進めます。



H30 H31 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 R18 R19 R20 R21
 (各計画期間および中間見直し時期について)

2. 見直しの考え方について

- ・原則として、1期プランの施策のうち完了していないものについて、2期プランに継続することとします。新規施策については、市が新たにに取り組む施策や現在、地域で取り組まれている地域資源を活かした活動からの派生施策など、取組主体が決まっていることを原則とします。
- ・草津市版地域再生計画の基本理念である「これからも、ずっと住みたい、住んでみたい健幸なまち」の実現に向け、各施策の目的を「健幸」の視点で再検討します。

